

病原体の所持等に係る規制の対象疾病について

監視伝染病の病原体（99疾病）

家畜伝染病病原体（10疾病） 【所持に関して大臣の許可が必要】

- ・急速にまん延し、我が国の畜産の振興上、甚大な悪影響を及ぼすおそれが高いもの
(法第16条対象疾病及び海外伝染病であって発生時の我が国の畜産に与える影響が大きいもの)

(制度上の義務)

- ① 家畜伝染病発生予防規程の作成
- ② 病原体取扱い主任者の選任
- ③ 記帳義務
- ④ 施設及び保管の基準等
- ⑤ 災害時の応急措置

- 所持に関して特に重要な疾病(3疾病)
(重点管理家畜伝染病病原体)
牛疫(弱毒株以外)、口蹄疫、アフリカ豚熱
- 上記以外(8疾病)
(要管理家畜伝染病病原体)
牛疫(弱毒株)、牛肺疫、結核(ボービス)、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ

※ 同一の疾病をその菌株やウイルス株等により規制の対象とするものと規制の対象外とするものに区分している場合があるため、疾病数の合計は監視伝染病数と一致しない。

届出伝染病等病原体（12疾病） 【所持に関して大臣への届出が必要】

- ・我が国の畜産の振興上、大きな悪影響を及ぼす可能性がある又は口蹄疫との鑑別上重要なもの

(制度上の義務)

- ① 記帳の義務
- ② 施設及び保管の基準等
- ③ 災害時の応急措置

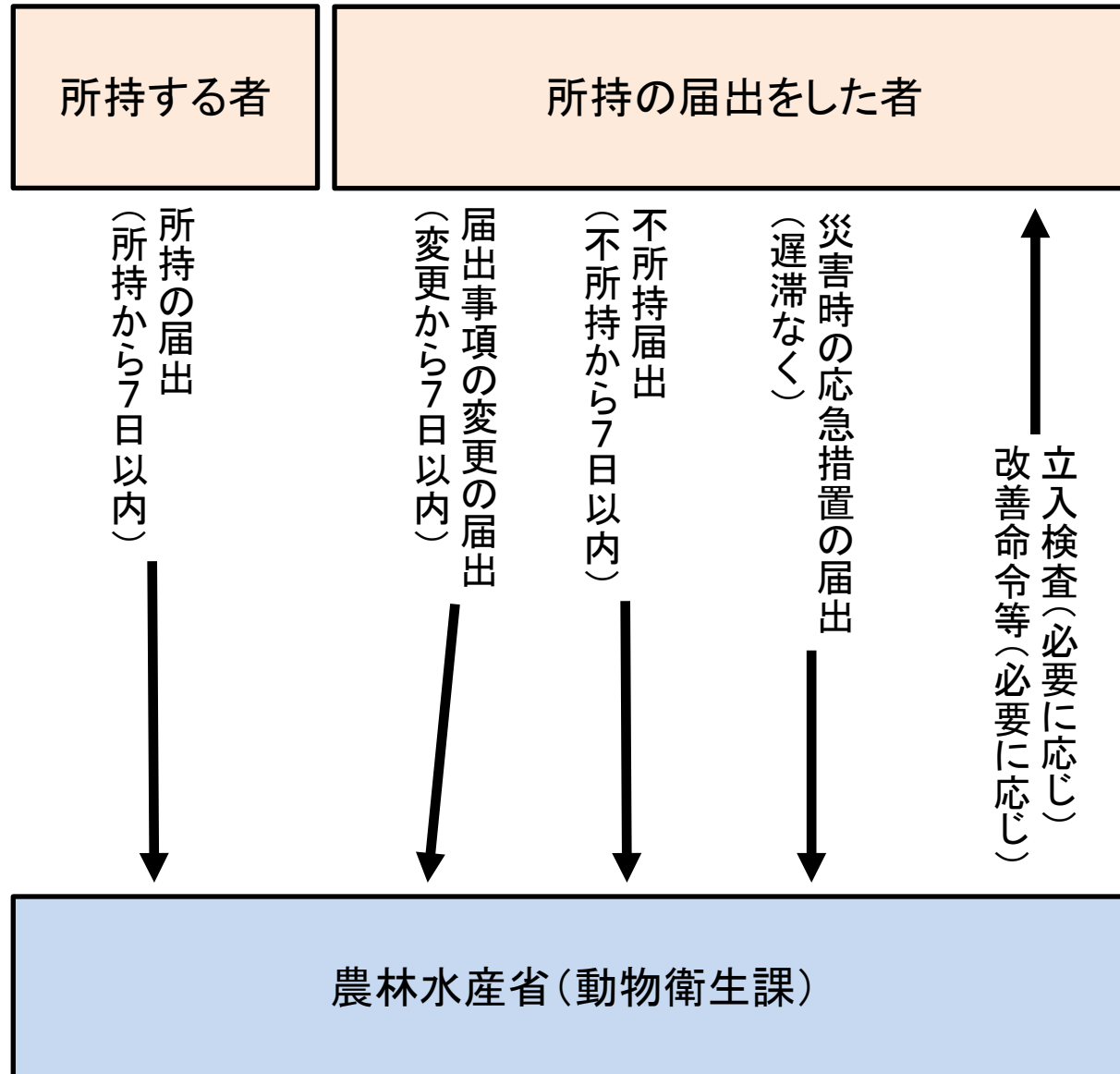
- 家畜伝染病(9疾病→**施行規則改正により1疾病追加予定**)
水疱性口内炎、出血性敗血症、ブルセラ症、結核(カプレ)、馬伝染性貧血、豚水疱病、低病原性鳥インフルエンザ(弱毒ワクチン株)、ニューカッスル病、家きんサルモネラ症、**ランピースキン病ウイルス(令和8年10月施行予定)**
- 届出伝染病(3疾病)
悪性カタル熱、馬インフルエンザ、豚水疱疹

規制の対象外（79疾病）

- ・感染症予防法における規制
 - ・国内での野外感染状況、伝播力
 - ・輸入規制による管理での効果
- 等考慮

- ※ 家畜に接種する場合には、学術研究機関として指定
- ※ 一部のワクチン株や薬機法承認を受けた生物学的製剤に含まれる病原体等は規制対象から除外されている

届出伝染病等病原体の所持に係る手続フロー



○ 届出伝染病等病原体実験室

管理区域

立入制限

実験室

実験時のドアの閉鎖

入口

標識・かぎ

専用の衣服、
防護具の着脱

手洗設備

飲食等の禁止

定期点検

床等の構造
(易消毒等)

関係のない動物
の持込み禁止

同一事業所内の保
管施設内でも可

かぎ

保管庫

密封容器

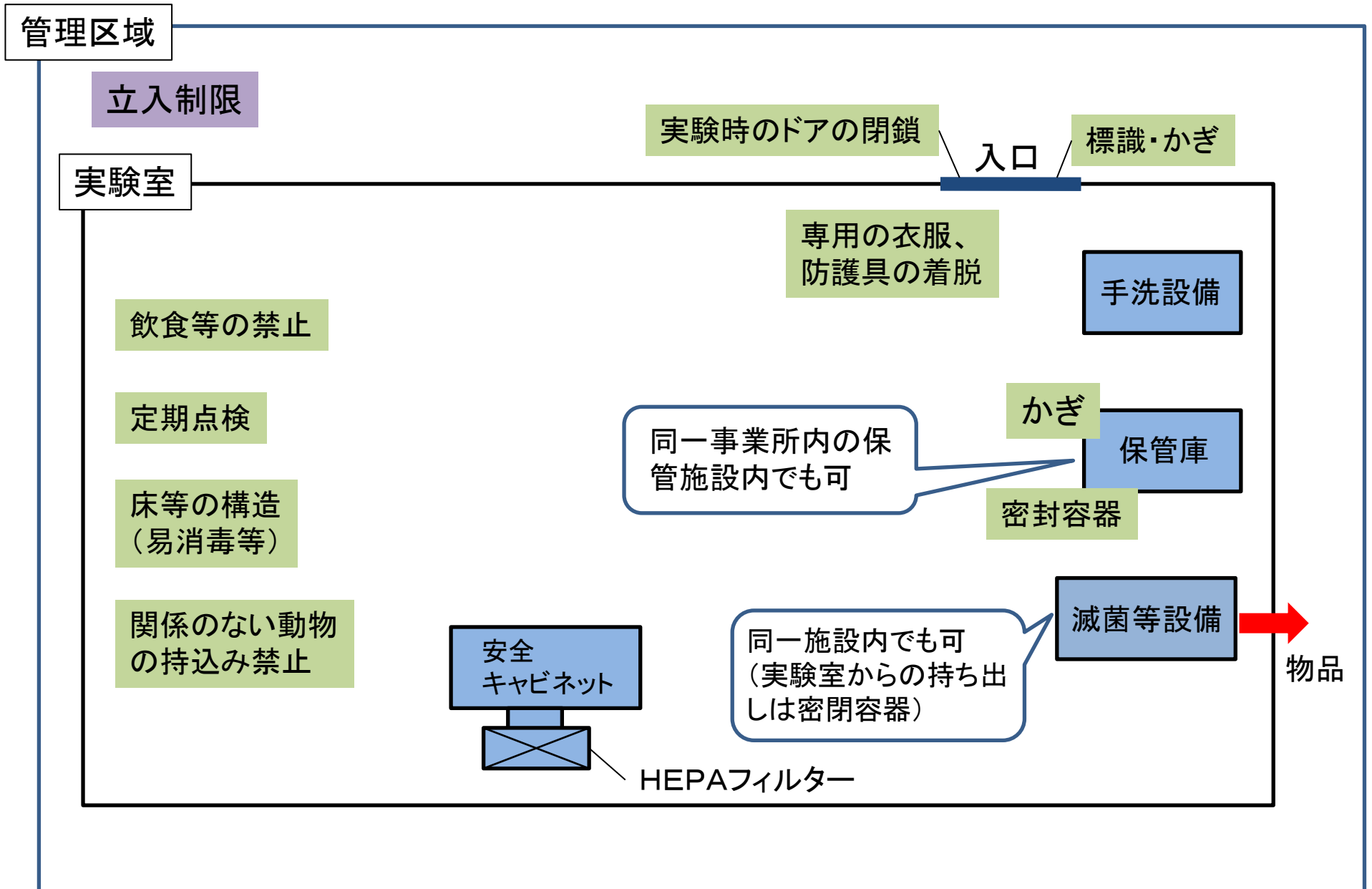
安全
キャビネット

同一施設内でも可
(実験室からの持ち出
しは密閉容器)

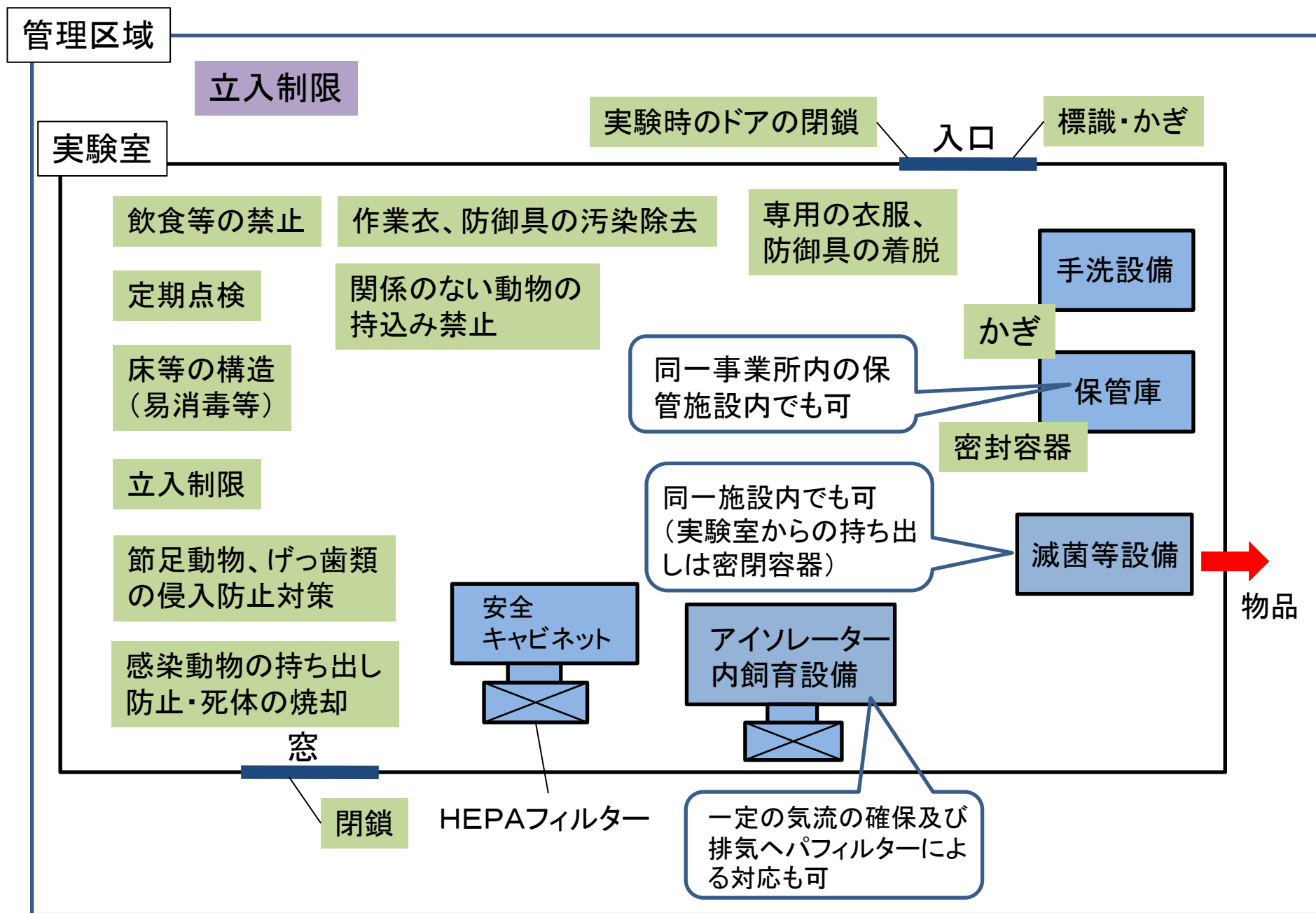
滅菌等設備

HEPAフィルター

物品



○ 届出伝染病等病原体動物実験室(動物実験を行う場合の要件)



取扱施設の基準

3-1 届出伝染病等病原体

第56条の3 2第1項

	取扱施設		
	実験室	検査室	製造施設
一 管理区域	○	○	○
二 保管庫（実験室等内または保管施設内）	○	○	○
三 実験室等の設備			
イ 内部構造	○	○	○
ロ 安全キャビネット	○	○	△
ハ 手洗い設備	○	○	○
ニ 鍵	○	○	○
四 動物の使用			
イ 飼育設備（実験室内）	○	○	○
ロ 排気設備または飼育設備（アイソレーター内）			
(1) 空気の流れ	○	○	○
(2) ー以上ヘパフィルター	○	○	○
(3) 稼働状況の確認装置	○	○	○
五 滅菌等設備（取扱施設内）	○	○	○
六 定期点検	○	○	○

実験室等：実験室、検査室及び製造施設

△ 病原体の拡散防止措置

使用の基準

3-2 届出伝染病等病原体

第56条の33第2項

	取扱施設		
	実験室	検査室	製造施設
一 衣服②・防護具で作業	○	○	○
二 安全キャビネットの使用	○	○	—
三 ドアの閉鎖	○	○	○
四 飲食等の禁止	○	○	○
五 衣服②・防護具の脱衣（実験室等内）	○	○	○
六 手洗い設備による洗浄（実験室等内）	○	○	○
七 汚染排水の密封容器による持出し（実験室等内）	○	○	○
汚染排水の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○	○	○
八 汚染物品の密封容器による持出し（実験室等内）	○	○	○
汚染物品の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○	○	○
九 無関係の動物の持込みの禁止	○	○	○
十 動物使用			
イ 病原体業務従事者の立入りの許可	○	○	○
ロ 窓の閉鎖	○	○	○
ハ 排気の排気設備による滅菌等（実験室等内）	△	△	△
二 使用動物の持出しの禁止	○	○	○
ホ 使用動物の死体の密封容器による持出し	○	○	○
使用動物の死体の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○	○	○
使用動物の死体の焼却	○	○	○
ヘ 衣服②・防護具・飼育設備の洗浄前の汚染除去	○	○	○
ト 節足動物・げっ歯類の侵入防止	○	○	○
十一 標識（実験室等の出入口）	○	○	○
十二 管理区域への立入りの制限	○	○	○

衣服②：専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する全ての衣服）

△ 排気設備を設けている場合

運搬の基準

4-1 事業所外における運搬

第56条の25第1項～第3項

	家畜伝染病病原体	届出伝染病等病原体
一 容器に入れて運搬	○	○
二 容器の基準		
イ 容易・安全な取扱い	○	○
ロ シールの貼付け	○	○
ハ 十分な強度・耐水性	○	○
ニ 温度の変化等によるき裂等の発生なし	○	○
ホ 第一次容器の基準	○	○
ヘ 第二次容器の強度基準	○	○
ト 外装容器の基準	○	○
チ 内装容器の強度基準①	○	○
リ 内装容器の強度基準②	○	○
ヌ 第一次容器の個別の包装（二以上の第一次容器の運搬）	○	○
ル 他の物の外装容器への収納の禁止	○	○
ヲ 吸収材・緩衝材の量（液状物質の運搬）	○	○
ワ 第一次容器の材質（環境以上の温度下の運搬）	○	○
カ 外装容器の支持物の設置（氷を入れて運搬）	○	○
ヨ 外装容器の支持物の設置（ドライアイスを入れて運搬）	○	○
タ 第一次容器・第二次容器の材質（液体窒素での運搬）	○	○
レ 第一次容器の材質（凍結乾燥物質の運搬）	○	○
ソ 外装容器への項目リスト封入	○	○
三 容器の表面への標識等の貼付け	○	○
四 容器の車両等への積付け	○	○
五 運搬車における措置	△	—

△ 重点管理家畜伝染病病原体のみ適用

運搬の基準

4-2 事業所内における運搬

第56条の25第1項～第3項

	家畜伝染病病原体	届出伝染病等病原体
一 容器に入れて運搬	○	△
二 容器の基準		
イ 容易・安全な取扱い	○	○
ロ シールの貼付け	—	—
ハ 十分な強度・耐水性	○	○
ニ 温度の変化等によるき裂等の発生なし	○	○
ホ 第一次容器の基準	○	—
ヘ 第二次容器の強度基準	○	—
ト 外装容器の基準	—	—
チ 内装容器の強度基準①	—	—
リ 内装容器の強度基準②	—	—
ヌ 第一次容器の個別の包装（二以上の第一次容器の運搬）	○	—
ル 他の物の外装容器への収納の禁止	—	—
ヲ 吸収材・緩衝材の量（液状物質の運搬）	○	—
ワ 第一次容器の材質（環境以上の温度下の運搬）	○	—
カ 外装容器の支持物の設置（氷を入れて運搬）	—	—
ヨ 外装容器の支持物の設置（ドライアイスを入れて運搬）	○	—
タ 第一次容器・第二次容器の材質（液体窒素での運搬）	○	—
レ 第一次容器の材質（凍結乾燥物質の運搬）	○	—
ソ 外装容器への項目リスト封入	—	—
三 容器の表面への標識等の貼付け	—	—
四 容器の車両等への積付け	○	○
五 運搬車における措置	—	—

△ 密封可能な容器に入れて運搬